

相模原市市有財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 1 2 号

相模原市市有財産条例の一部を改正する条例

相模原市市有財産条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「こえる」を「超える」に改め、同項各号中「または」を「又は」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条第 1 号中「または」を「又は」に改め、同条第 2 号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「または」を「又は」に改める。

第 6 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(行政財産の使用料)」を付し、同条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項中「額」の次に「の使用料」を加える。

第 1 0 条を第 1 1 条とする。

第 9 条中「または」を「又は」に改め、同条を第 1 0 条とする。

第 8 条中「一に」を「いずれかに」に、「または」を「又は」に改め、同条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において、営利を目的とする映画撮影、写真撮影その他の撮影のためにその使用を許可する場合は、別表に定める算定方法に基づく額の使用料を徴収する。

2 前条第 3 項の規定は、前項の使用料について準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第 7 条関係)

区分	1 日当たりの使用時間	使用料
----	-------------	-----

行政財産のうち建物のみを使用する場合又は建物と併せてその周辺（当該建物の敷地内の駐車場を含む。）を使用する場合	4 時間以内のとき。	3 0 , 0 0 0 円
	4 時間を超え、8 時間以内のとき。	6 0 , 0 0 0 円
	8 時間を超えるとき。	8 時間を超える時間 1 時間（1 時間未満の端数があるときは、その端数が 3 0 分以上のときは 1 時間とし、3 0 分未満のときは切り捨てる。以下同じ。）につき 7 , 5 0 0 円を 6 0 , 0 0 0 円に加算して得た額
行政財産のうち建物以外のもののみを使用する場合	4 時間以内のとき。	1 2 , 0 0 0 円
	4 時間を超え、8 時間以内のとき。	2 4 , 0 0 0 円
	8 時間を超えるとき。	8 時間を超える時間 1 時間につき 3 , 0 0 0 円を 2 4 , 0 0 0 円に加算して得た額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条及び別表の規定は、令和 7 年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。